

制定案 16-10

奉仕の第二部門を改正する件

提案者： 第 2840 地区(日本)

承認者： 第 2840 地区決議会(日本、群馬県、前橋市)にて承認
(2014 年 10 月 26 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202 ページ)。

2 第 5 条 五大奉仕部門

4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小よび実際的小な規準
5 である。

6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ
7 内で会員が取るべき行動に関わるものである。

8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、
9 品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携
10 わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割に
11 は、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職
12 業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェ
13 クトにの応えることが含まれる。

14 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住
15 する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざ
16 まな取り組みから成るものである。

17 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらに
18 は、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協
19 力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認
20 識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動
21 から成るものである。

22 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト
23 および国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交
24 換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされ
25 ることを認識するものである。

(本文終わり)

趣旨および効果

26 本制定案は、標準ロータリークラブ定款 第 5 条 五大奉仕部門の第 2 項 職業奉仕 の
27 定義を改正するものである。ロータリーの五大奉仕部門は、「ロータリークラブの活動の
28 哲学的小よび実際的小な規準(philosophical and practical framework)」である。第 2 項以

- 1 外の他の奉仕部門は、クラブの活動の中で会員がとるべき行動が具体的に示されているが、第 2 項にはそれが示されていない。本制定案は、他の部門の定義との整合をとり、
- 2 クラブの活動の実際的な基準であることを明確に示すため、会員の役割に、会員がとる
- 3 べき行動を加えるものである。
- 4

財務上の影響

- 5 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ